

## 平成20年度 市町村財政の概要

### 1 市町村の概要

#### (1) 団体数

平成21年3月31日現在における団体数は、市21、町村21、一部事務組合等(普通会計に属するもの)42となっています。

#### (2) 人口

平成21年3月31日現在の住民基本台帳人口は、県計2,089,413人、市部1,761,860人、郡部327,553人となっています。これを平成20年3月31日現在の人口と比べると、県計で6,071人(0.3%)、市計で4,743人(0.3%)、町村計で1,328人(0.4%)減少しています。

### 2 普通会計の決算状況

#### (1) 総説

平成20年度の県内42市町村の普通会計決算においては、厳しい経済状況にもかかわらず、昭和43年度以降連続して41年間全市町村ともに実質収支において黒字を計上することができました。

#### (2) 決算規模

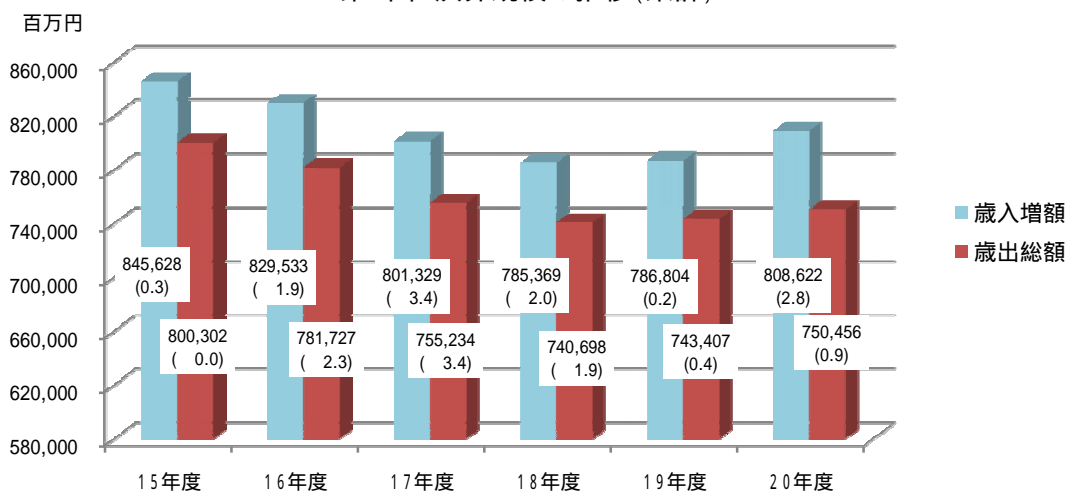
平成20年度における普通会計決算規模は、

歳入8,086億2,193万円(前年度7,868億411万円)

歳出7,504億5,575万円(前年度7,434億682万円)

で、対前年度伸び率は、歳入2.8%増(前年度0.2%増)、歳出0.9%増(前年度0.4%増)となりました。(第1図) 歳入歳出規模はともに2年連続で増加となりました。

第1図 決算規模の推移(県計)



区分	歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支	単年度収支	実質単年度収支
平成20年度	808,622	750,456	58,166	21,883	36,283	2,012	2,001
平成19年度	786,804	743,407	43,397	5,115	38,282	2,166	101

(単位:百万円)

#### (3) 決算収支

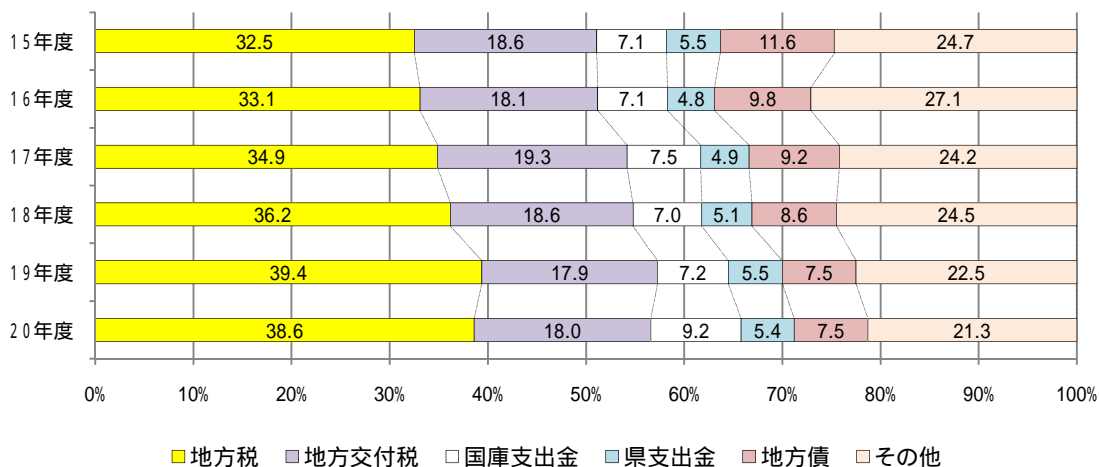
- 当該年度の決算上の赤字黒字を端的に示す実質収支(歳入歳出差引額から繰越明許等のために、翌年度に繰り越すべき財源を控除した額)は、362億8,298万円、全団体黒字となりました。
- 当該年度だけの収支を知るための単年度収支(当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額)は、20億1,177万円の赤字となりました。これを市と町村別に見ると、市にあっては、10団体が黒字、11団体が赤字となっており、町村にあっては、6団体が黒字、15団体が赤字となりました。

- ・単年度収支に実質的な黒字要素と赤字要素を加減して表す実質単年度収支(財政調整基金への積立額と地方債の繰上償還額を黒字要素、積立金の取崩額を赤字要素とみなして加減した額)は、20億100万円の黒字となりました。これを市と町村別に見ると、市にあっては、12団体が黒字、9団体が赤字となっており、町村にあっては、13団体が黒字、8団体が赤字となりました。

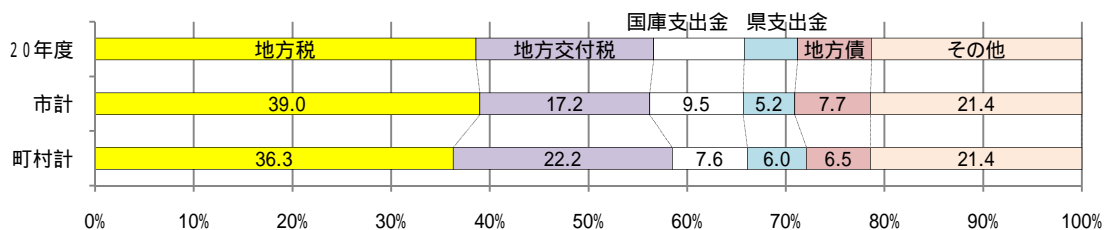
#### (4) 歳入

- ・歳入総額は8,086億2,193万円で、前年度に比べ218億1,782万円(2.8%)増加しました。歳入総額は2年連続で増加しました。  
歳入総額の内訳は、地方税3,118億3,927万円(構成比38.6%)、地方交付税1,451億6,726万円(構成比18.0%)、地方債607億7,366万円(構成比7.5%)です。(第2図)
- ・歳入の対前年度伸び率を項目別に見ると、地方税は0.5%の増となりました。これは、固定資産税の増収等によるもので、4年連続増加となっています。
- ・地方交付税は2.9%の増と3年ぶりの増加となりました。地方交付税の不足分として振り替えられる臨時財政対策債は前年度に引き続き減少(7.6%)したものの、地方交付税に臨時財政対策債を加えた実質的な地方交付税は増加(1.5%)に転じました。
- ・国庫支出金は、定額給付金等の経済対策、生活対策の実施により増加(32.6%)、「その他」に含まれる繰入金は減債基金等の取崩しの増により増加(32.3%)しました。
- ・地方債は、一般単独事業債や学校教育施設等整備事業債の増により、5年ぶりに増加(2.4%)となりました。

第2図 歳入構成比の推移(県計)



参考:市と町村による構成比の違い



- ・市と町村を比較すると、町村は地方税収入の構成比が少なく、地方交付税の構成比が大きいことが分かります。市町村合併前の平成13年度決算においては、地方税の構成比が市は41.6%、町村は24.3%、地方交付税の構成比が市は12.8%、町村が33.0%とその傾向が顕著でしたが、市町村合併を経て、両者の違いは小さいものとなっています。

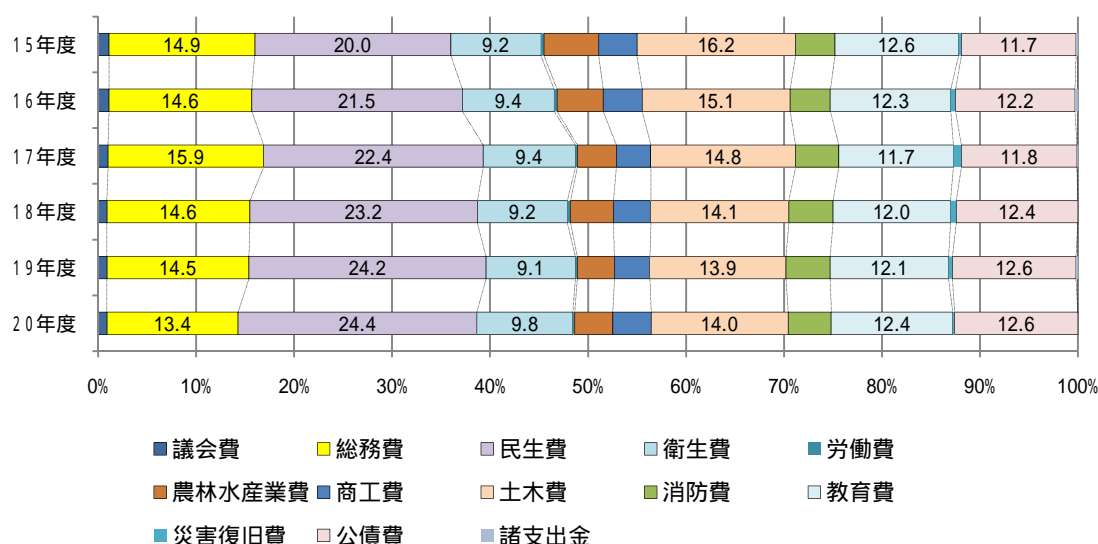
## (5) 歳出

- 歳出総額は7,504億5,575万円で、前年度に比べ70億4,893万円(0.9%)増加しました。歳出総額も2年連続増加しました。

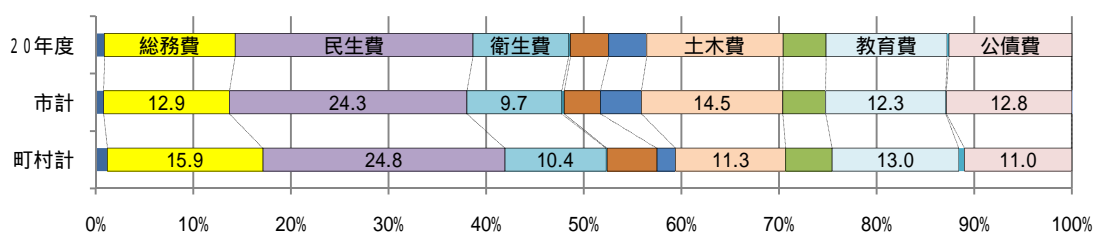
### 【目的別歳出】

- 目的別歳出の構成費は、民生費1,830億3,936万円(構成比24.4%)、土木費1,051億9,126万円(構成比14.0%)、総務費1,002億533万円(構成比13.4%)、公債費941億9,415万円(構成比12.6%)、教育費930億3,014万円(構成比12.4%)の順で、昨年度に引き続き民生費が最も大きい割合を占めました。また、これらの経費の合計が、歳出総額の76.8%を占めています。(第3図)
- 主な目的別歳出の対前年度伸び率を見ると、衛生費(9.4%増)、商工費(8.0%増)、労働費(3.9%増)、教育費(3.5%増)、農林水産業費(2.8%増)、民生費(1.7%増)、土木費(1.7%増)、公債費(0.8%増)等が増加、災害復旧費(61.4%減)、総務費(7.0%減)、議会費(2.5%減)等が減少しており、ここ数年間、民生費が増加、総務費が減少という状況が続いています。
- 20年度の主な増減理由は、総務費は公共施設等の整備事業の減等、衛生費は病院事業やごみ処分場等の整備事業の増等、商工費は工場設置奨励金や中小企業向け資金預託金の増等、災害復旧費は平成20年度に大規模な災害が発生しなかったための減です。

第3図 目的別歳出構成比の推移(県計)



参考:市と町村による構成比の違い

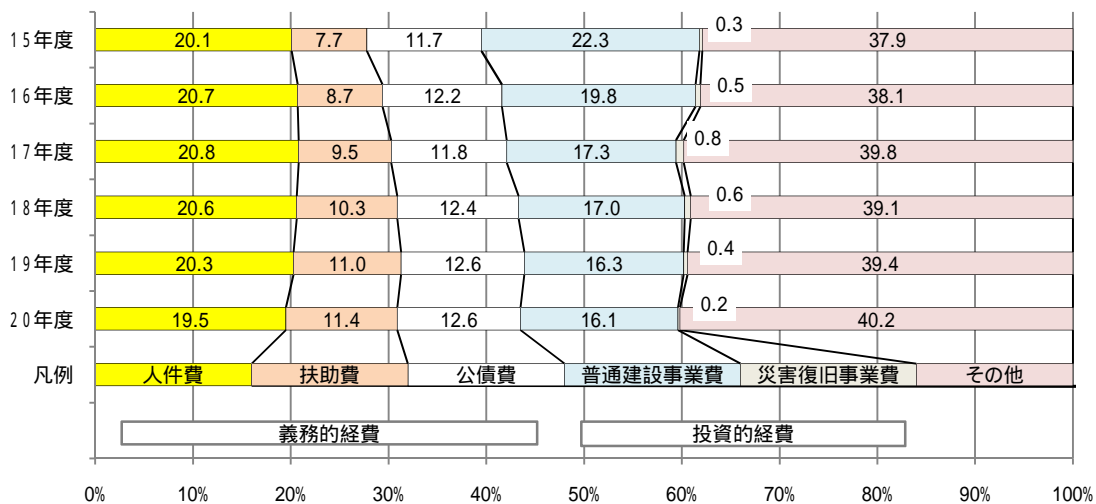


- 市と町村を比較すると、町村の総務費の構成比が市に比べて大きくなっていますが、これは、団体の規模が小さいため、スケールメリットが生じず、システム等管理経費等が割高になっているためと考えられます。また、土木費や公債費の構成比は市が大きくなっていますが、ここ数年の投資的経費の抑制結果が、町村により顕著に表れているものと思われます。

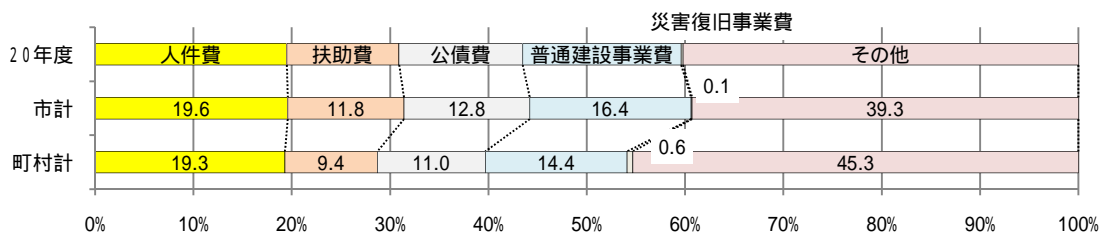
【性質別歳出】

- ・ 性質別歳出では、人件費、扶助費及び公債費からなる義務的経費は、3,265億932万円(構成比43.5%)、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなる投資的経費は、1,220億3,540万円(構成比16.3%)、また物件費、補助費等、繰出金等からなるその他の経費は、3,019億1,103万円(構成比40.2%)となりました。(第4図)
- ・ 義務的経費は、対前年度伸び率が横ばい(前年度1.8%増)となりました。これは、扶助費が社会福祉費、児童福祉費、生活保護費の増等により増加する一方、人件費が職員数削減等行政改革努力により減少したことによるものです。
- ・ 普通建設事業費は、対前年度伸び率0.4%の減(前年度3.7%減)となり、平成13年度に景気対策のために増加して以来7年連続で減少しています。その結果、普通建設事業費のピークであった平成5年度の半分以下、昭和52年度とほぼ同額の事業量まで縮小しています。  
普通建設事業費のうち、補助事業費は10.8%の増(前年度7.3%増)、単独事業費は5.9%の減(前年度8.0%減)となっています。  
また、災害復旧事業費は、大規模な災害が発生しなかったため減少しました。
- ・ その他の経費の対前年度伸び率は3.2%の増(前年度1.0%増)となりました。  
後期高齢者医療事業会計の新設等により、繰出金が8.6%増加しました。  
その他、積立金が減少(8.2%)、補助費等が増加(5.5%)となりました。

第4図 性質別歳出構成比の推移(県計)



参考:市と町村による構成比の違い



- ・ 市と町村を比較すると、扶助費の構成比は市が大きくなっていますが、市には福祉事務所が設置されており、生活保護等、町村に比べて担当する事務が多いことが理由です。「その他」の構成比は町村が大きくなっていますが、補助費等(市の構成比8.0%、町村の構成比13.2%)や積立金(市の構成比2.8%、町村の構成比3.7%)に係る構成比の差によるものです。
- ・ 普通建設事業費の構成比の差(市の構成比16.4%、町村の構成比14.4%)は、ここ数年の投資的経費の抑制結果が町村により顕著に表れているためです。災害復旧事業費は、平成20年9月の集中豪雨によって西濃地方の町村が大きな被害を受けたため、町村の構成比が高くなっています。

### 3 財政指標等

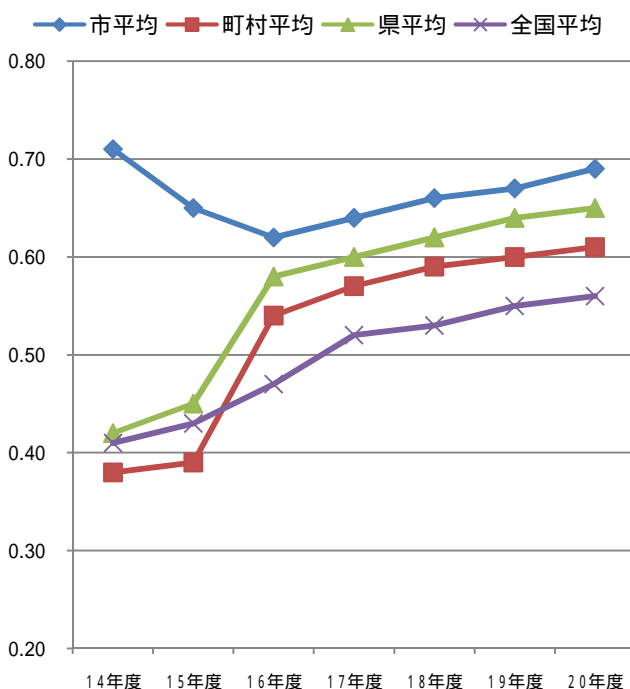
#### (1) 財政力指数

市町村の財政力を示す財政力指数は、市の平均値が0.69(前年度0.67)、町村の平均値が0.61(前年度0.60)、市町村全体の平均値が0.65(前年度0.64)となり、市町村全体で0.01ポイント上昇しました。(第5図)

区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
市平均	0.71	0.65	0.62	0.64	0.66	0.67	0.69
町村平均	0.38	0.39	0.54	0.57	0.59	0.60	0.61
県平均	0.42	0.45	0.58	0.60	0.62	0.64	0.65
全国平均	0.41	0.43	0.47	0.52	0.53	0.55	0.56

(単純平均。全国平均は特別区を除く。平成20年度全国平均は速報値。)

第5図 財政力指数の推移



(参考)

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

- ・ 財政力指数は3年平均で算出します。例えば平成20年度財政力指数は平成18-20年度の3年の平均値です。
- ・ この指数は財政統計上用いる、財政力を示す指数であり、この指数が大きいほど財政力が強いことになります。

平成20年度 財政力指数の状況

財政力指数	団体数	市町村名
1.0以上	3 (0)	大垣市 各務原市 岐南町
1.0未満	1	可児市
0.9以上	(5)	
0.9未満	6	岐阜市 多治見市 美濃加茂市
0.8以上	(3)	瑞穂市 神戸町 安八町
0.8未満	6	羽島市 本巣市 笠松町
0.7以上	(7)	垂井町 関ヶ原町 坂祝町
0.7未満	11	関市 美濃市 瑞浪市
0.6以上	(10)	土岐市 海津市 養老町
0.6未満	5	輪之内町 大野町 池田町
0.5以上	(7)	北方町 御嵩町
0.5未満	7	高山市 中津川市 恵那市
0.4以上	(7)	山県市 川辺町
0.4未満	2	飛騨市 下呂市 揖斐川町
0.3以上	(2)	富加町 七宗町 八百津町
0.3未満	1 (1)	白川村
		郡上市 白川町
		東白川村

(注) 1 ( )の数は平成19年度指数による団体数

2 印は1階級上がった市町村

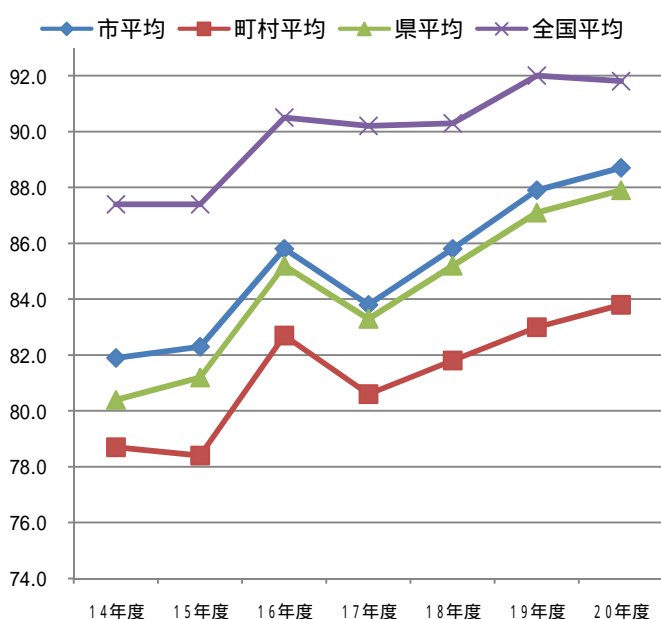
## (2) 経常収支比率

経常収支比率(平均)は、前年度より0.8%上昇し、87.9%となりました。(第6図)  
 下水道事業への経常的繰出金が増加したこと等が原因です。  
 これは、財政構造の硬直化が一層進んでいることを示しています。

区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
市平均	81.9	82.4	85.8	83.8	85.8	87.9	88.7
町村平均	78.7	78.3	82.7	80.6	81.8	83.0	83.8
県平均	80.4	81.2	85.2	83.3	85.2	87.1	87.9
全国平均	87.4	87.4	90.5	90.2	90.3	92.0	91.8

(加重平均。全国平均は特別区を除く。平成20年度全国平均は速報値。)

(%) 第6図 経常収支比率の推移



(参考)

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源等} + \text{減収補てん債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

・この比率は財政構造の弾力性を把握するものであり、この比率が低いほど財政構造に弾力性があることを示しています。

平成20年度 経常収支比率の分布

80%未満	6市町
80%以上90%未満	26市町村
90%以上95%未満	8市
95%以上	美濃市・羽島市

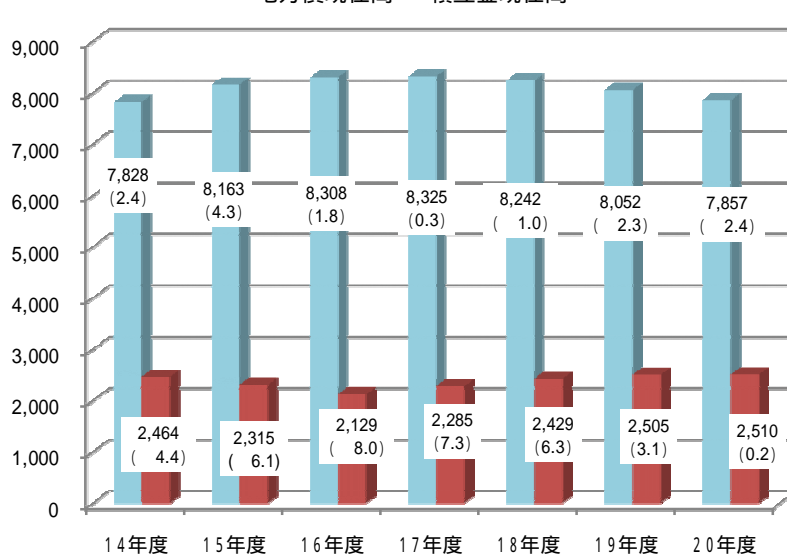
## (3) 地方債現在高

地方債現在高は、地方債の発行を抑制するなど、公債費負担の適正化に努力した結果、昨年度に引き続き減少しました。(第7図)

## (4) 積立金現在高

積立金現在高は、18市町において基金を取り崩したことにより減少しましたが、24市町村において取崩し額を上回る額の積立てを行ったため、県内市町村合計では増加しました。(第7図)

(億円) 第7図 地方債現在高と積立金現在高



## 【 地方公共団体財政健全化法による20年度決算に基づく健全化判断比率の状況 】

平成19年6月、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的として、各地方公共団体は毎年度、財政の健全化に関する4つの比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、・をまとめて「健全化判断比率」。）を公表し、当該比率が「早期健全化基準」以上であった場合には自主的な財政の早期健全化を、「財政再生基準」以上であった場合には国等の関与による確実な財政の再生を図ることとされました。

同法の比率の公表部分は平成20年4月施行、計画の策定等の部分は平成21年4月施行のため、平成19年度決算から、各市町村は健全化判断比率を監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会に報告し、公表しています。

### （ 概 要 ）

全市町村、健全化判断比率4指標とも、早期健全化基準未滿

### 実質赤字比率

地方公共団体の財政運営の基本となる会計である一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

本県内市町村は、全団体とも実質赤字が生じず、「-」（比率なし）となりました。

### 連結実質赤字比率

独立採算で運営することとされている公営企業の会計を含め、当該地方公共団体の全会計の赤字や黒字（地方公営企業法適用企業は資金不足額や資金剰余額）を合算し、団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

本県内市町村は、全団体とも連結実質赤字が生じず、「-」（比率なし）となりました。

### （ 参 考 ）

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \qquad \text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

### 実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標です。財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体が許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法における実質公債費比率と同じ概念です。

本県内市町村は、全団体とも早期健全化基準を下回りましたが、郡上市（21.8%）と東白川村（19.2%）は昨年度に引き続き、白川村（18.2%）は今回新規に18%以上となったことから、地方債許可団体となりました。

18%未滿	39市町	18%以上の団体は、地方財政法において起債に許可を要することとなっています。
18%以上25%未滿	郡上市、東白川村、白川村	
25%以上35%未滿		25%は財政健全化法における早期健全化基準です。
35%以上		35%は財政健全化法における財政再生基準です。

### （ 参 考 ）

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}^*) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{(\text{3か年平均}) \text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

\* 準元利償還金は、一般会計等から公営企業会計等への繰出金のうち公営企業債の償還財源に充てたと認められるもの、組合等への負担金・補助金のうち組合等が起こした地方債の償還財源に充てたと認められるもの、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの、一時借入金の利子等

県内市町村の加重平均は10.7%、全国市町村の加重平均(速報値)は11.8%

## 将来負担比率

地方公共団体の財政運営の基本となる会計である一般会計等において、借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点(平成20年度末)での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。

本県内市町村は、全団体とも早期健全化基準を下回りました。

多治見市、各務原市、可児市、瑞穂市、岐南町、大野町、坂祝町及び白川村の8市町村は、地方債現在高などの将来負担額よりも、充当可能基金額などの充当可能財源が大きいため、「-」(比率なし)となりました。

$$\begin{aligned} \text{(参考)} \quad \text{将来負担比率} &= \frac{\text{将来負担額}^* - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \\ &\quad + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額} \end{aligned}$$

\* 将来負担額は、地方債現在高、公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業会計等の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額、組合等の地方債の元金償還に充てるための負担等見込額、退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち一般会計等の負担見込額等

県内市町村の加重平均は45.6%、全国市町村の加重平均(速報値)は100.9%

## 4 むすび

平成20年度の市町村の普通会計の決算状況は、歳入面では地方税、地方交付税、国庫支出金の増加により2年連続で前年度を上回り、歳出面では人件費や投資的経費は引き続き減少したものの、扶助費や公債費などの増加によりこちらも2年連続で前年度を上回りました。また、地方債現在高は3年度連続して減少し、積立金現在高は4年度連続して増加しました。

しかし、財政指標を見ると、経常収支比率(県加重平均)は3年連続して上昇し、実質公債費比率については、地方債許可団体となる基準である18%を超える団体が1村増え3市村となるなど、依然として財政運営は厳しく、ますます財政構造の硬直化が進んでいることが分かります。普通建設事業費は引き続き減少し、バブル崩壊後の景気対策として積極的に公共投資を行った時期の半分以下、昭和52年度の水準にまで減少しています。

平成19年度決算から、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)の公表が制度化され、比率が悪化した団体は、当該比率に応じ、自主的な早期健全化又は国等の関与による確実な再生を図ることとしています。県内市町村は、全団体、4指標とも早期健全化基準未満でしたが、全国では、22団体が早期健全化基準を、1団体が財政再生基準を超え、社会的にも大きな関心を集めています。特に、将来負担比率は、今までなかった初めてのストック指標として、中長期的な財政計画を立案していくうえでの新たな視点として注目されているところです。

今後の市町村の財政運営に当たっては、創意工夫により地域の特性を活かした魅力ある地域づくりを進めていく一方で、このような状況に十分留意し、今後の財政運営がいっそう厳しくなると予想される中、限られた財源の重点的配分と、経費全般の徹底した節減合理化を進め、地方分権の受け皿としての体質強化を図っていくことが必要となっています。



# 本書のみかた

本書は、岐阜県内市町村の財政状況等について明らかにすることを目的に、平成20年度の普通会計決算概要を中心に次の資料をまとめ、「市町村台帳編」として収録したものです。

- ・総務省「平成20年度地方財政状況調査」
- ・地方公共団体財政健全化法に基づく県知事への報告
- ・特別職等の状況 等

なお、本書における主な用語の意義等は次のとおりです。

## 「類型」

市町村の態様を決定する要素のうち、最もその度合いが強く、かつ客観的に把握できる「人口」と「産業構造」により設定されていますが、平成20年度は平成17年国勢調査の結果に基づき、都市については16類型、町村については15類型を設定しました。なお、岐阜市については、中核市として別類型となっています。

## 「地方交付税種地」

普通交付税の算定に用いるもので、都市的形態の程度に応じた行政の質と量の差をそれぞれ市町村ごとにみるために格付けした地域区分をいいます。この場合において地域区分とは、生活圏域の中核都市を、その他の市町村をとして区分しています。

## 「特別職」

平成21年10月1日現在の状況です。

なお、財政難等で給与削減を行っている団体については、削減後の報酬（給料）月額となっています。

## 「基準財政収入額」

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額です。

基準財政収入額 = ( 地方税 + 税交付金 + 市町村交付金 + 地方特例交付金のうち減収補てん債特例交付金 + 特別交付金 + 自動車取得税減収補てん臨時交付金 ) × 75 / 100 + 税源移譲相当額 ( 個人住民税 ) + 地方譲与税 + 交通安全対策特別交付金 + 地方特例交付金のうち児童手当特例交付金 + 地方道路譲与税減収補てん臨時交付金

なお、額は錯誤前の額です。

### 「基準財政需要額」

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政需要を一定の方法によって算定した額です。なお、各行政項目ごとの基準財政需要額は、次の算式によって算出されたものです。

$$\text{基準財政需要額} = \text{単位費用} \times (\text{測定単位の数値} \times \text{補正係数})$$

なお、額は錯誤前の額です。

### 「標準税収入額等」

地方公共団体の税収入確保体制の適正化のための指標とするもので、次の算式によって算定されたものです。

$$\begin{aligned} \text{標準税収入額等} = \{ & \text{基準財政収入額} - (\text{税源移譲相当額} (\text{個人住民税}) \text{の} 25\% + \text{地方譲与税} + \text{交通安全} \\ & \text{対策特別交付金} + \text{地方特例交付金のうち児童手当特例交付金} + \text{地方道路譲与税減} \\ & \text{収補てん臨時交付金}) \} \times 100 / 75 + \text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{地} \\ & \text{方特例交付金のうち児童手当特例交付金} + \text{地方道路譲与税減収補てん臨時交付金} \end{aligned}$$

### 「標準財政規模」

地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、次の算式によって算定されたものです。

$$\text{標準財政規模} = \text{標準税収入額等} + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$$

総務省「平成 20 年度地方財政状況調査」において、平成 20 年度より標準財政規模に臨時財政対策債発行可能額を含んでおります。

### 「財政力指数」

基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値（過去 3 ヶ年間の平均値を使用することが多い。）をいい、地方公共団体の財政力を示す指数として用いられます。

### 「実質収支比率」

標準財政規模に対する実質収支額の割合をいいます。

### 「経常一般財源比率」

標準財政規模に対する経常一般財源の割合をいいます。

## 「公債費比率、起債制限比率、公債費負担比率」

地方公共団体の公債費負担の程度、ひいては財政構造の硬直化の程度を判断するもので、次の算式により算出した割合をいいます。

なお、起債制限比率は一般的には過去3ヶ年間の平均値を使用します。

$$\text{公債費比率} = \frac{A - (B + C)}{D - C} \times 100 \quad \text{起債制限比率} = \frac{A - (B + C + E)}{D - (C + E)} \times 100$$

A：各年度の元利償還金（公債費比率については、転貸債分及び繰上償還分を、起債制限比率については公営企業債分及び繰上償還分を除く。）

起債制限比率については、公債費に準ずる債務負担行為に係る支出を加える。

B：元利償還金に充てられた特定財源

C：普通交付税の算定において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費

D：標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）

E：普通交付税の算定において事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費（普通会計に属する地方債に限り、一部事務組合の地方債に係るものを除く。）及び事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費に準ずる債務負担行為に係る支出

$$\text{公債費負担比率} = \frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{一般財源総額}} \times 100$$

## 「積立金及び積立金取崩額」

財政調整基金への積立額及び財政調整基金からの取崩額をいいます。

## 「地方債」

特定資金公共投資事業債を含む額を計上しています。

## 「補助事業費と単独事業費」

補助事業費には、直接又は間接を問わず、国庫からの補助を受けて施行する事業費を計上し、単独事業費には、市町村の単独事業費及び県の単独補助を受けて行う事業費を計上しました。

## 「補助・単独」

普通建設事業費の内訳として補助・単独に分類して記載してありますが、その合計が普通建設事業費に合致しないのは、普通建設事業費のうち「国直轄事業負担金」及び「県営事業負担金」を補助・単独に分類して計上していないためです。

なお、補助・単独は次のように算出しております。

補助 = 補助事業費 + 受託事業費のうちの補助事業費

単独 = 単独事業費 + 受託事業費のうちの単独事業費 + 同級他団体施行事業負担金

## 「経常収支比率」

地方公共団体の財政構造の弾力性を把握するもので、次の算式により算出した割合をいいます。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源} + \text{減収補てん債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100 \dots \text{平成 19 年度以降}$$

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}} \times 100 \dots \text{平成 13 ~ 18 年度}$$

## 「職員数」

平成 21 年度 4 月 1 日現在の普通会計に属する職員数です。

### 「健全化判断比率」

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、毎年度、全ての地方公共団体が公表しなければならない実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標の総称です。

地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものです。

### 「実質赤字比率」

地方税、地方交付税等の一般財源を主な財源としている一般会計や一部の特別会計における歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）の、標準財政規模に対する比率です。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す比率ともいえます。

### 「連結実質赤字比率」

公営企業会計を含む地方公共団体のすべての会計の赤字額と黒字額を合算した当該団体一法人としての歳出に対する歳入の資金不足額の、標準財政規模の額に対する比率です。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、団体全体としての赤字の程度を指標化し、団体全体の財政運営の悪化の度合いを示す比率ともいえます。

### 「実質公債費比率」

地方税、地方交付税等の一般財源を主な財源としている一般会計や一部の特別会計の支出のうち、公債費や公債費に準じた経費の、標準財政規模を基本とした額に対する比率の過去3ヶ年間の平均値です。

借入金（地方債）返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における実質公債費比率と、起債に協議を要する団体が許可を要する団体かの判定に用いられる地方財政法における実質公債費比率とは、同じ概念です。

### 「将来負担比率」

地方税、地方交付税等の一般財源を主な財源としている一般会計や一部の特別会計が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額（将来負担額）を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除した額の、標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標といえます。

※「一部事務組合等加入の状況」は、当該組合が行っている主たる事務に「○」を付しています。